

双葉町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

双葉町長

伊澤史朗

双葉町条例第 1 7 号

双葉町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例
の一部を改正する条例

双葉町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 4 年双葉町条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）」を「地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）」に改める。

第 2 条第 1 号中「地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）第 1 9 条第 1 項第 1 号のへ」を「地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号。以下「省令」という。）第 1 8 条の 3 第 1 項第 6 号」に改め、同条第 2 号から第 4 号までの規定中「地方自治法」を「法」に改める。

第 4 条中「地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）第 2 1 条第 2 項」を「省令第 1 8 条の 3 第 1 項」に改める。

第 1 0 条及び第 1 1 条第 1 項第 2 号中「地方自治法」を「法」に改める。

第 1 2 条中「地方自治法施行規則第 1 9 条第 1 項ト」を「省令第 1 8 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。